別表第四（第十一条関係）

短期課程の普通職業訓練

一　（略）

二　訓練の実施方法

通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこととする。

三～八　（略）

（表略）

別表第五（第十一条関係）

一　一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

1・2　（略）

3　訓練の実施方法

通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

4～7　（略）

（表略）

二　二級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

1・2　（略）

3　訓練の実施方法

通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

4～7　（略）

（表略）

三　単一等級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

1・2　（略）

別表第四（第十一条関係）

短期課程の普通職業訓練

一　（略）

二　訓練の実施方法

通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

三～八　（略）

（表略）

別表第五（第十一条関係）

一　一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

1・2　（略）

3　訓練の実施方法

通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

4～7　（略）

（表略）

二　二級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

1・2　（略）

3　訓練の実施方法

通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

4～7　（略）

（表略）

三　単一等級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

1・2　（略）

3　訓練の実施方法

通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

4～7　（略）

（表略）

別表第八（第三十六条の六関係）

長期養成課程の指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　（略）

二　訓練の実施方法

次の各表の教科の科目又は訓練科ごとに通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

三～五　（略）

（表略）

別表第八の二（第三十六条の六の二関係）

短期養成課程の指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　（略）

二　訓練の実施方法

通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導及び面接指導を行うこととする。

三～六　（略）

（表略）

別表第九（第三十六条の七関係）

職種転換課程の指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　（略）

3　訓練の実施方法

通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

4～7　（略）

（表略）

別表第八（第三十六条の六関係）

長期養成課程の指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　（略）

二　訓練の実施方法

1　訓練の実施方法は、次の各表の教科の科目又は訓練科ごとに通信の方法によつても行うことができることとする。

2　通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

三～五　（略）

（表略）

別表第八の二（第三十六条の六の二関係）

短期養成課程の指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　（略）

二　訓練の実施方法

1　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができることとする。

2　通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

三～六　（略）

（表略）

別表第九（第三十六条の七関係）

職種転換課程の指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　（略）